

申請書類一覧

提出書類	入手先	注意事項など
1 申請書（様式（1）－1）	様式については和歌山市ホームページなど	
2 売買契約書の写し	--	申請者が契約者であること。 契約日、引渡し日が確認できること。
3 低未利用土地であることが確認できる書類 （以下のいずれか）※1		
a) 空き家バンクへの登録が確認できる書類	和歌山県の情報サイト『わかやま空き家バンク』の印刷画面等	
b) 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告	宅地建物取引業者など	
c) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類※2	電気・ガス 水道	それぞれの事業者 和歌山市企業局
d) 宅地建物取引業者が、低未利用土地等であることを証する旨を確認した書類（様式（1）－2）	宅地建物取引業者	a)～c)が提出できない場合に限る。
4 買主が購入した土地・建物を利用する意向を証した書類（以下のいずれか）		
a) 宅地建物取引業者が買主に利用する意向を確認し、宅地建物取引業者及び買主が署名したもの（様式（2）－1）	様式については、和歌山市ホームページなど	
b) 買主が利用する意向について作成し、署名したもの（様式（2）－2）		
c) 宅地建物取引業者が譲渡後の土地利用について確認した書類（様式（3））		a)～b)が提出できない場合に限る。
5 申請のあった土地等に係る登記事項証明書	法務局	売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を越えること。 申請する土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の場合、低未利用土地等確認書の交付を受けた実績がないこと。
6 その他の書類		
付近見取図（位置図）	和歌山市地図情報システム「わが街ガイド」など	申請地がわかるようにすること。
写真	申請地を2方向以上から撮影したもの	

※1 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする。

※2 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日がわかるもの）等

【問い合わせ先】
和歌山市 都市建設局 都市計画部 都市計画課
TEL 073-435-1228 / FAX 073-435-1272